

平成26年度（第2回）

恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会

日時：平成26年9月5日（金）午後3時

場所：市役所3階 第2・第3委員会室

《 次 第 》

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

1 第6期恵庭市高齢者福祉計画・恵庭市介護保険事業計画の策定状況について

（1） 第6期恵庭市高齢者保健福祉計画・ P1
恵庭市介護保険事業計画策定の概要（案）

（2） 第6期恵庭市介護保険事業計画の策定スケジュール P4

2 その他

4. 閉会

(1) 第6期恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画策定の概要（案）

1 計画策定の趣旨

介護保険制度が施行された2000（平成12）年当時、約900万人だった75歳以上の高齢者は、最新のデータでは約1560万人となっており、介護保険制度開始後13年で実に1.7倍もの増加となっています。

また、「団塊の世代（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ）」がすべて75歳以上となる2025（平成37）年には、2000万人を突破し「後期高齢者2000万人社会」の到来が予測されています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025（平成37）年の65歳以上高齢化率は30%を超え、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となるとされており、特に、都市部における高齢化の急激な進展に伴い、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加することが予測され、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われています。

「できる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送りながら老いていきたい」、これは多くの人々に共通する願いであり、これらを実現するために必要な介護サービス基盤等の整備は勿論のこと、介護・医療・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指していかなければなりません。そのため、本計画では2025（平成37）年の介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、中長期的な視点に立って、恵庭市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、2015（平成27）年度から2017（平成29）年までの3年間の施策の考え方及び目標を定めるものです。

2 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉事業の方策、供給体制の確保に関し必要な事項に関する計画として、また「恵庭市介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護給付等のサービスや地域支援事業に関して、その種類ごとの量の見込み及び見込み量の確保のための方策、保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項に関する計画として策定します。また、この二つの計画を一体のものとして策定し、計画の基本理念の実現を目指した総合的・一体的な取り組みを進めます。

3 他計画との関係

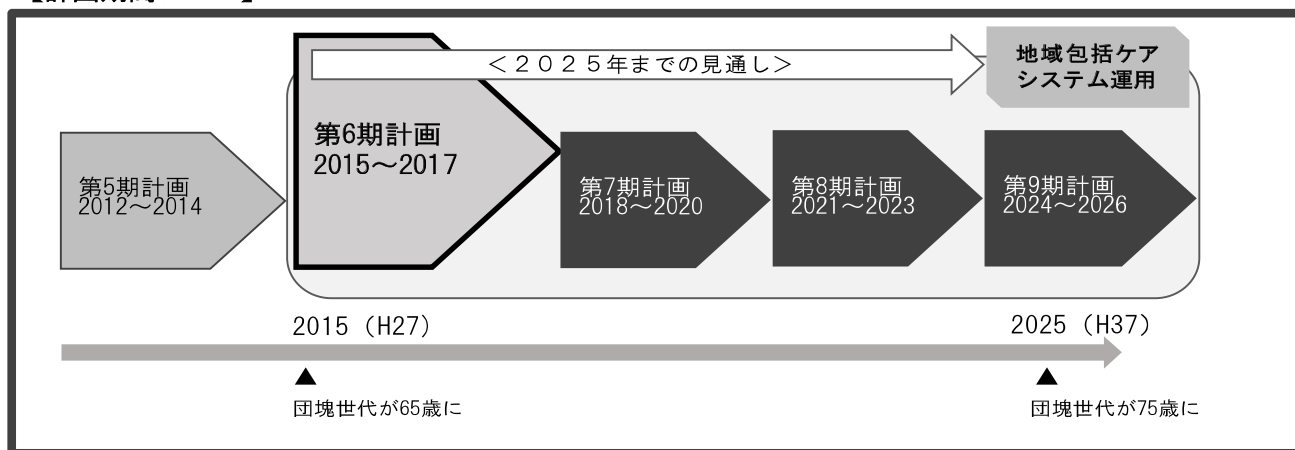
この計画は、「恵庭市総合計画」における高齢者を対象とした部門別計画として位置づけられます。

また、「恵庭市地域福祉計画」、「恵庭市障がい者福祉計画」等、恵庭市のその他計画及び北海道が策定した各種計画等と連携・調和を図り推進します。

4 計画の期間

この計画の期間は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025（平成37）年の高齢者介護に対する姿及び地域包括ケアシステムの構築を念頭に、2023（平成35）年における目標を立て、そこに至る2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの3年間の計画期間とします。

【計画期間フロー】



※介護保険給付の動向や保健福祉施策の推進状況等を踏まえ、3年後に次期計画を策定する予定。

5 計画の策定体制

・関係機関等との協議

この計画の策定に当たっては、保健・福祉・医療の関係者、介護保険の事業者や介護支援専門員、被保険者（公募者）等で構成される「恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会」において必要な審議を行います。

・利用者等の意見反映

要介護認定者及び高齢者を対象としたアンケート調査を行うとともに、市内介護事業者等に対するヒアリング調査を行うほか、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを募集します。

6 日常生活圏域の設定状況

日常生活圏域は、住民の方々が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況その他の条件を総合的に勘案して定めることとされていることから、必要に応じ圏域設定の見直しを行います。

7 基本理念と基本目標

介護保険制度の基本理念を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備するとともに、地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら２０２５（平成３７）年の介護需要、サービスの種類ごとの見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な制度とするための中長期的な視点に立った計画とします。

・基本理念

恵庭市に住む高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の実現に努めます。

・基本目標

① 地域における介護体制の充実

高齢者が適切な介護サービス等を利用しながら、地域で安心して生活がおくれるよう介護サービス等の基盤整備と充実を図ります。

② 介護予防・健康づくりの積極的な推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送り、可能な限り介護や支援を必要としない状態を維持していくための介護予防、健康づくりの充実を図ります。

③ 高齢者の社会参加と地域ケア体制の推進

高齢者が積極的に地域づくりに参加することができる、高齢者の社会参加・生きがいづくりの施策の充実と、それらを含めた地域ケア体制の推進を図ります。

④ 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築（新規）

高齢化のピーク時に備え、住み慣れた地域において、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

8 介護保険制度改正の主な内容

※ 別添資料

■介護保険制度の見直しの概要 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）

項 目	現行制度	改正内容	施行日（実施時期）																		
1 地域支援事業の見直し （要支援者に対する支援） （第115条の45等）	1 介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業） ○二次予防事業 虚弱高齢者などが介護予防プログラムに参加 ○一次予防事業 全高齢者を対象とした介護予防に関する情報提供等 2 包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、 権利養護業務、ケアマネジメント支援 3 任意事業 ○地域の実情に応じた事業 介護給付適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業 <table><tr><td></td><td>国</td><td>都道府県</td><td>市町村</td><td>1号保険料</td><td>2号保険料</td></tr><tr><td>介護予防事業</td><td>25%</td><td>12.50%</td><td>12.50%</td><td>21%</td><td>29%</td></tr><tr><td>包括的支援事業・任意事業</td><td>39.50%</td><td>19.75%</td><td>19.75%</td><td>21%</td><td>－</td></tr></table> ○事業規模：給付見込額の3％以内 （うち介護予防事業・その他の事業とも2％以内）		国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料	介護予防事業	25%	12.50%	12.50%	21%	29%	包括的支援事業・任意事業	39.50%	19.75%	19.75%	21%	－	1 介護予防・日常生活支援総合事業 （1）介護予防・生活支援サービス事業 ○訪問型サービス ○通所型サービス ○生活支援サービス（配食等） ○介護予防支援事業（ケアマネジメント） （2）一般介護予防事業 すべての高齢者が利用する体操教室等の普及啓発等 2 包括的支援事業 ① 在宅医療・介護連携の推進（市町村が主体となって連携） ② 認知症施策の推進（認知症初期集中支援チームの設置等） ③ 地域ケア会議の推進（法に位置づけ） ④ 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加 3 任意事業 ○ <u>事業費の上限は、当該市町村の予防給付から移行する訪問介護、通所介護と予防事業の合計金額を基本にしつつ、当該市町村の後期高齢者数の伸び等を勘案して決定。その上限を超える場合は個別に判断。</u>	介護予防給付のうち、介護予防訪問介護・介護予防通所介護のみを移行。 すべての市町村で実施→H29年4月 すべてを事業移行→H30年3月末 ※実施をH27. 4. 1以降にする場合は、 条例の制定が必要 ①④すべての市町村で実施→H30年度 ※実施をH27. 4. 1以降にする場合は、 条例の制定が必要
	国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料																
介護予防事業	25%	12.50%	12.50%	21%	29%																
包括的支援事業・任意事業	39.50%	19.75%	19.75%	21%	－																
2 第1号保険料の軽減措置 （第124条の2）	標準6段階 第1段階・第2段階：5割軽減 第3段階：2. 5割軽減	標準9段階 第1段階・第2段階：7割軽減 特例第3段階：5割軽減 第3段階：3割軽減	施行日：H27年4月1日																		
3 特養の利用対象者 （第8条第21項）	要介護1～5	中重度者（要介護3～5） ※既入所者は除く。また、要介護1～2でも一定の場合には特例的に入所を認める。※基準は省令・ガイドラインに委任	施行日：H27年4月1日																		
4 利用者負担 （第49条の2）	費用の1割	一定以上の所得者について2割に引き上げ ※基準は政省令に委任（合計所得金額160万円以上（年金収入280万円））	施行日：H27年8月1日																		
5 施設の食費・居住費の助成 （補足給付の支給要件） （第51条の3）	所得に応じて第1～3段階まで軽減	所得に加えて資産も勘案 預貯金等（自己申告を基本とし、偽り・不正行為があった場合、加算金を徴収） ※省令・告示の改正により対応 （配偶者所得の勘案、非課税年金を算定（H28. 8～））	施行日：H27年8月1日																		
6 その他 （1）サ高住への住所地特例（第13条） （2）小規模通所介護の指定・監督権限の市町村への移行（第8条） （3）居宅介護支援事業者の指定・監督権限の市町村への移行（第79条等）	（1）有料老人ホームに該当しても特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借のサービス付き高齢者住宅は対象外 （2）都道府県権限 通所介護のうち前年度の1月当たりの平均利用延べ員数が300人以内の指定介護事業所に加算設定あり （3）都道府県権限	（1）有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者住宅への住所地特例の適用（その場合、居住地の市町村の地域支援事業の対象とするものとする（第42条の2）） （2）市町村権限 小規模通所介護を地域密着型サービスに移行 ※ 移行対象となる事業所規模等については、省令委任 （3）市町村権限	施行日： （1）H27年4月1日 （2）H28年4月1日までで政令で定める日 （条例制定は1年の経過措置あり） （3）H30年4月1日																		

【 議事 1 】

(2) 第6期恵庭市介護保険事業計画の策定スケジュールについて

年・月	社会福祉審議会 (介護保険専門部会)	恵庭市	北海道
H25年12月		・計画策定のための資料収集	
H26年 1月		・アンケート調査内容検討	・市町村への情報提供等
H26年 2月	＜H25年度第2回専門部会＞ ・第6期計画の策定について ・各種調査の実施について ・居宅の要介護認定者アンケート内容		
H26年 3月		・アンケート発送・回収	
H26年 4月			
H26年 5月		・アンケート調査の集計	
H26年 6月	＜H26年度第1回専門部会＞6/25(水) ・H25年度実績(第5期計画の推進状況) ・アンケート結果	＜第2回定例会・厚生常任委員会＞	・市町村の策定作業の支援
H26年 7月			・ワークシートの配布
H26年 8月		・アンケート調査等の分析を基に サービス見込み量の設定作業	・基本指針改正(案)の提示
H26年 9月	＜H26年度第2回専門部会＞9/5(金) ・第6期計画策定概要 ・制度改正内容について	＜第3回定例会・厚生常任委員会＞ ・第6期計画策定概要 ・制度改正内容について ・第6期計画策定スケジュールについて ・決算審査	
H26年10月	＜H26年度第3回専門部会＞ ・第6期計画策定に係るサービス量の 見込み		
H26年11月		・北海道との調整	
H26年12月	＜H26年度第4回専門部会＞ ・第6期計画概要版(案)報告(審議)	＜第4回定例会・厚生常任委員会＞ ・計画概要版(案)報告	
H27年 1月		・パブリックコメント	
H27年 2月	＜H26年度第5回専門部会＞ ・第6期計画の承認	・事業計画を議会に報告 ・介護保険条例の改正	
H27年 3月	＜H26年度社会福祉審議会＞	＜第1回定例会・厚生常任委員会＞ ・予算審査	
H27年 4月	第6期介護保険事業計画スタート		